

議 長 日程第9「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の未就学児均等割額の減額等について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するもので、国民健康保険税に関しましては新たに未就学児均等割額の減額が令和4年4月から実施されることに伴う改正でございます。

それでは、参考資料1の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料1を御覧ください。

新旧対照表は17ページにわたり、改正箇所は非常に多くなっておりますが、改正内容は大きく分けて2つ。未就学児の均等割額の減額に関するものと、その他文言や条ずれの修正などがございます。それでは説明させていただきます。

第4条、右側現行の「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削ります。

第6条第3号、次のページを御覧ください。3行目アと8行目のウでございますが、第20条の後に第1項を加える。

続きまして第10条、現行「同条」を「その減額後」に改める。

第20条、次の3ページを御覧ください。第1号の3ページ中の3か所は、条ずれの修正でございます。

4 ページを御覧ください。アとイにつきましては、「被保険者に係る」の後に「基礎課税額」を加える。第2号は条ずれの修正と、次の5 ページを御覧ください。アとイにつきましては文言の追加でございます。第3号につきましては、条ずれの修正と文言の追加でございます。

6 ページを御覧ください。第20条第2項、新設。こちらが新しい制度である未就学児の均等割額の減額に係る規定でございます。第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、括弧は省略させていただきます。がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。第1号は基礎課税額の被保険者均等割額について、次の7 ページ、第2号につきましては高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について規定しております。

こちらにつきましては、最終ページにあります参考資料2を御覧ください。

(2) の改正内容。国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額に減額します。その他の軽減がある場合は、それらの軽減後の額に10分の5を乗じて得た額となります。

なお、施行は令和4年4月1日から、適用年度は令和4年度分からとなります。

一番下の表の見方でございます。左側の現行、こちらではですね、未就学児とか大人とかって区分ございませんで、一律となっております。それが右側になりますと、4月以降はですね、未就学児の分のこの金額がこちらになるという見方でございます。なおですね、医療給付費分と記載されているものは、条例上の基礎課税額に当たり、後期高齢者支援分というのは後期高齢者支援金等課税額に当たります。

一番上ですね、税額と書いてありますところが、一般的な所得の方、医療費給付分につきましては2万7,500円というものが4月以降、未就学につきましては、未就学児につきましては1万3,750円、後期高齢者支援金分につつま

しては1万円が5,000円となります。

下のですね、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのは、低所得者の所得によって軽減の割合がございます。先ほどの(2)にありました改正内容で、その他の軽減がある場合はそれらの軽減後にまた軽減するということになっておりますので、例えば2番目の7割軽減後の方、医療費給付費分につきましては通常2万7,500円をまず7割軽減して8,250円にしたものを、右側の改正後の4,125円と、さらに減額するものとなっております。その下の5割軽減、2割軽減も同様となります。

それでは、参考資料1の新旧対照表の7ページをお開きください。第21条につきましては、条ずれの修正と、次のページにまたがりませんが、一番下の現行「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、この号の一番最後、括弧の後に「及び」を加えるものでございます。

附則の第4条から最後の16ページまでは、全て条ずれの修正でございます。

改正条例本文の3ページを御覧ください。中段、附則、第1項施行期日。この条例は公布の日から施行する。ただし、第6条第3号、第10条第1項、第20条及び第21条の改正規定並びに附則第4項から第6項まで、及び第8項から第15項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。これは、未就学児の均等割額の減額に係る部分は令和4年4月1日から、文言の修正等その他の部分は公布の日から施行するものでございます。

第2項適用区分。この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。